

和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

【目的】

今回の改正は、平成30年度からの国民健康保険制度改正に対して、新たに3年を一期とする国民健康保険事業計画を策定し、納付金等から負担すべき国民健康保険税必要額を推計し税率等を変更するものです。今回の改正により、一人当たり税額は前年度比5%の増加となります。

また、国民健康保険税の減免範囲の拡大、納税環境の整備等を行うものです。

【主な内容】

1 税率等の改正（第3条、第5条、第6条、第8条、第21条関係）

項目		現行	改正案	現行との差
医療給付費分	所得割	6.3%	6.9%	0.6ポイント
	資産割	12.0%	12.0%	-
	均等割(円)	15,600	16,800	1,200
	平等割(円)	18,000	18,000	-
	課税限度額(万円)	54	54	-
後期高齢者 支援金分	所得割	1.8%	2.0%	0.2ポイント
	均等割(円)	7,200	7,200	0
	課税限度額(万円)	19	19	-
介護納付金分	所得割	1.0%	1.2%	0.2ポイント
	均等割(円)	7,200	7,200	0
	課税限度額(万円)	16	16	-
合計	所得割	9.1%	10.1%	1.0ポイント
	資産割	12.0%	12.0%	-
	均等割(円)	30,000	31,200	1,200
	平等割(円)	18,000	18,000	-
	課税限度額(万円)	89	89	-

2 その他の主な改正

- (1) 課税額の算定根拠を改正します。（第2条関係）
- (2) 期別税額を千円単位から百円単位に変更します。（第12条関係）

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。

議案第 号

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例

和光市国民健康保険条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則</u>（第1条）</p> <p>第2章（略）</p> <p><u>第3章 国民健康保険事業計画</u>（第4条）</p> <p>第4章 保険給付（第5条・第6条）</p> <p>第5章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u> <u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 <u>市が行う国民健康保険事業については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u> <u>（国民健康保険運営協議会）</u></p> <p><u>第2条 法第11条第2項の規定に基づき、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第3章 <u>国民健康保険事業計画</u> <u>（国民健康保険事業計画）</u></p> <p>第4条 <u>国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため、国民健康保険事業計画（以下「事業計画」という。）を定めるものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、3年ごとに事業計画の見直しを行うものとする。</u> <u>（一部負担金）</u></p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の</p>	<p>目次</p> <p>第1章 <u>この市が行う国民健康保険</u>（第1条）</p> <p>第2章（略）</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>第4章 保険給付（第5条—第6条）</p> <p>第5章～第8章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>この市が行う国民健康保険</u> <u>（この市が行う国民健康保険）</u></p> <p>第1条 <u>この市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</u> <u>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</u></p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>第3章 <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>削除</u></p> <p><u>（一部負担金）</u></p> <p>第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の</p>

給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(保健事業)

第7条 市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) (略)

(国民健康保険税)

第10条 市は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

2 前項の国民健康保険税の税率等は、事業計画に基づき定めるものとする。

第12条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第13条 市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは100,000円以下の過料を科する。

第14条 市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(保健事業)

第7条 この市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) (略)

(国民健康保険税)

第10条 この市は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第12条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においてはその者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第13条 この市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは100,000円以下の過料を科する。

第14条 この市は、偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

国民健康保険事業計画を定めることとしたいので、地方自治法第96条第1項第1号の

規定により、この案を提出するものである。